



匿名データの作成・提供の 早期化等に向けた取組

平成30年12月

匿名データの作成・提供状況

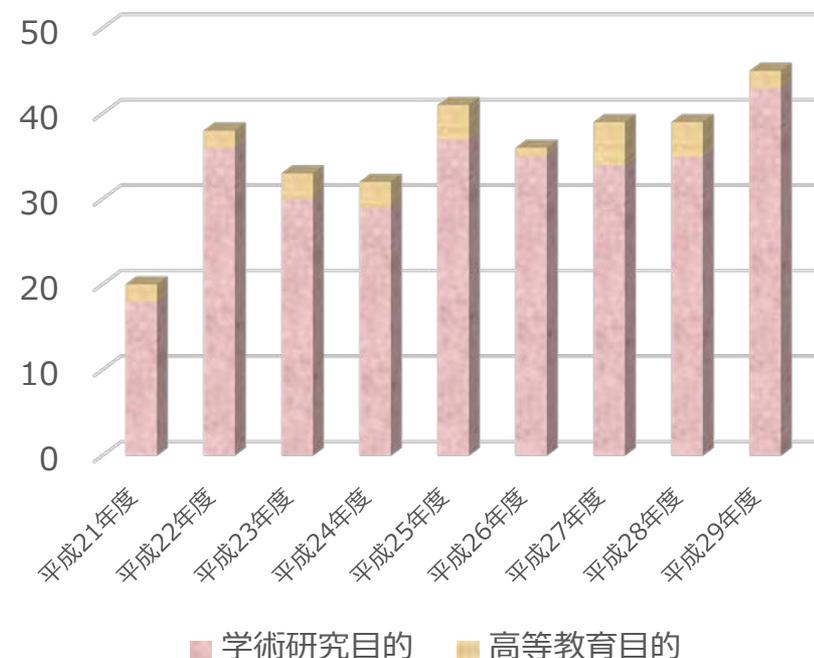
匿名データの作成・提供状況

- 平成30年11月末現在、7調査（48年次分）の匿名データを作成・提供
- 平成21年度から29年度までの提供実績は、延べ323件（提供件数の累計）
- 匿名データの提供早期化（年次追加等）、地域情報など提供項目の詳細化、匿名データ作成府省の負担軽減等が今後の課題

（匿名データの利用可能な統計調査）

府省名	統計調査名	提供対象
総務省	国勢調査	平成12年、17年
	全国消費実態調査	平成元年、6年、11年、16年
	社会生活基本調査	調査票A （生活時間編/生活行動編） 平成3年、8年、13年、18年 調査票B（生活時間編） 平成13年、18年
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年、19年
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年
	労働力調査	平成元年～平成24年 （月次調査）
厚生労働省	国民生活基礎調査	平成7年、10年、13年、16年、 19年、22年、25年

（匿名データの提供実績）



公的統計基本計画に基づく取組

公的統計基本計画（平成30年3月6日閣議決定）

匿名データについて、統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討する。【総務省、平成31年度末までに実施】

法制面

- 平成30年6月に統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（昭和30年法律第34号）を公布
- 上記改正法の施行に向けた統計法施行規則の改正において、匿名データの提供範囲の拡大を検討中

（現行）

- ・ 学術研究目的
- ・ 高等教育目的
- ・ 国際比較目的

⇒

（改正案）

- ・ 学術研究目的
- ・ 教育目的
- ・ 国際比較目的
- ・ 官民データ活用の重点分野

技術面

- 統計研究研修所において「匿名データ有識者会議」を開催し、匿名データの作成に関する改善方策（詳細次頁）について検討
（主な方策）
 - ・ 提供時期の明確化
 - ・ 匿名化処理基準の策定
 - ・ 統計研究研修所における検証等
- 上記改善方策については、統計委員会に報告の上、匿名データの作成・提供に係るガイドラインに反映予定

匿名データの作成に関する改善方策

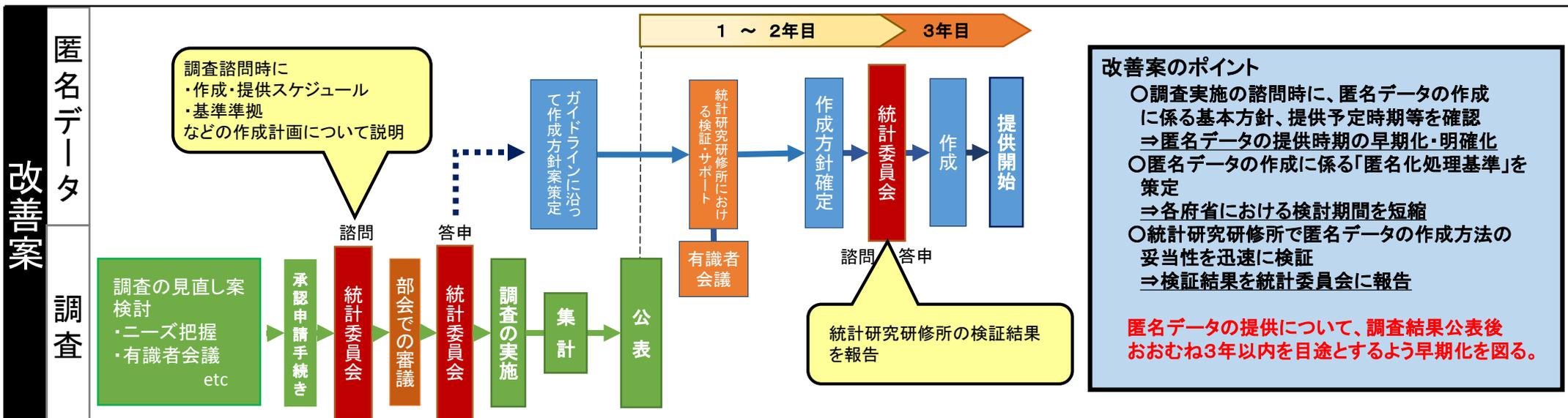
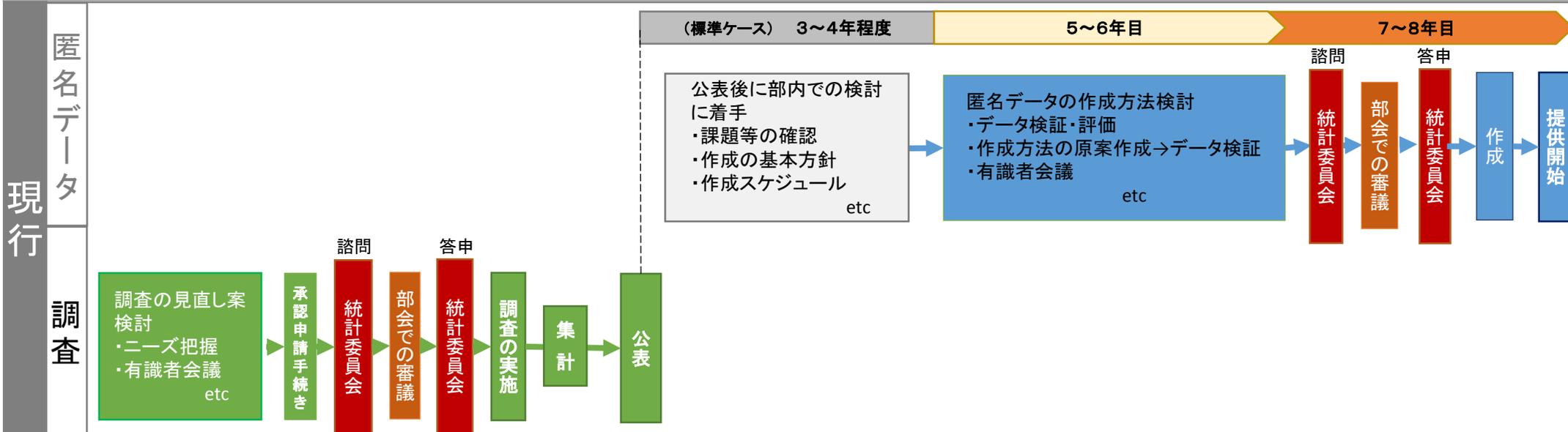
改善方策のポイント

- 基幹統計調査の実施に関する諮問時に、匿名データの作成に係る提供予定時期等を確認し、匿名データの提供時期を明確化・早期化
- これまでの統計委員会の審議結果をベースに、匿名データの作成に係る「匿名化処理基準」を策定し、各府省における検討期間を短縮
- 匿名データの作成に係る諮問前に、統計研究研修所において作成方法の妥当性を迅速に検証し、諮問時に検証結果を併せて報告



- 匿名データ作成府省は、統計研究研修所の支援を得て、匿名データの計画的かつ効率的な作成に取り組むことにより、提供の早期化を実現
⇒ 「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」を改正して手続等を規定
- なお、過去の統計委員会答申における今後の課題については、各調査に共通的な課題として、統計研究研修所において検討（資料5参照）

匿名データの作成早期化について(案)



※過去の調査年次の匿名データ作成については、調査実施の諮問を伴わないので、上段のみの流れとなる。